



匿名加工情報について

平成29年3月29日

個人情報保護委員会事務局

- **ビッグデータの利活用の推進等**のため、平成27年9月に**匿名加工情報制度**を導入する改正個人情報保護法が成立（平成29年5月30日施行予定）。
- 改正法に基づく**政令・規則を公布**（平成28年10月5日）、**ガイドラインを公表**（11月30日）。

主な内容と改正のポイント

1. 定義

（1）「個人情報」

- ・特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。**【改正】**

（2）「要配慮個人情報」**【改正】**

- ・本人の人種、信条、病歴等本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報
- ・取得について、原則として本人同意を得ることを義務化。

2. 個人情報の取扱いに関する規律

（1）個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表することが必要。

（2）情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりする等の安全管理のための措置をとることが必要。

（3）個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

- ・例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等には、本人の同意を得る必要なし。
- ・オプトアウト(※) 規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。**【改正】**
(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)

- ・個人データの第三者提供に係る確認・記録作成等を義務化。**【改正】**

（4）本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

（5）個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

3. ビッグデータを利活用するための制度の導入**【改正】**

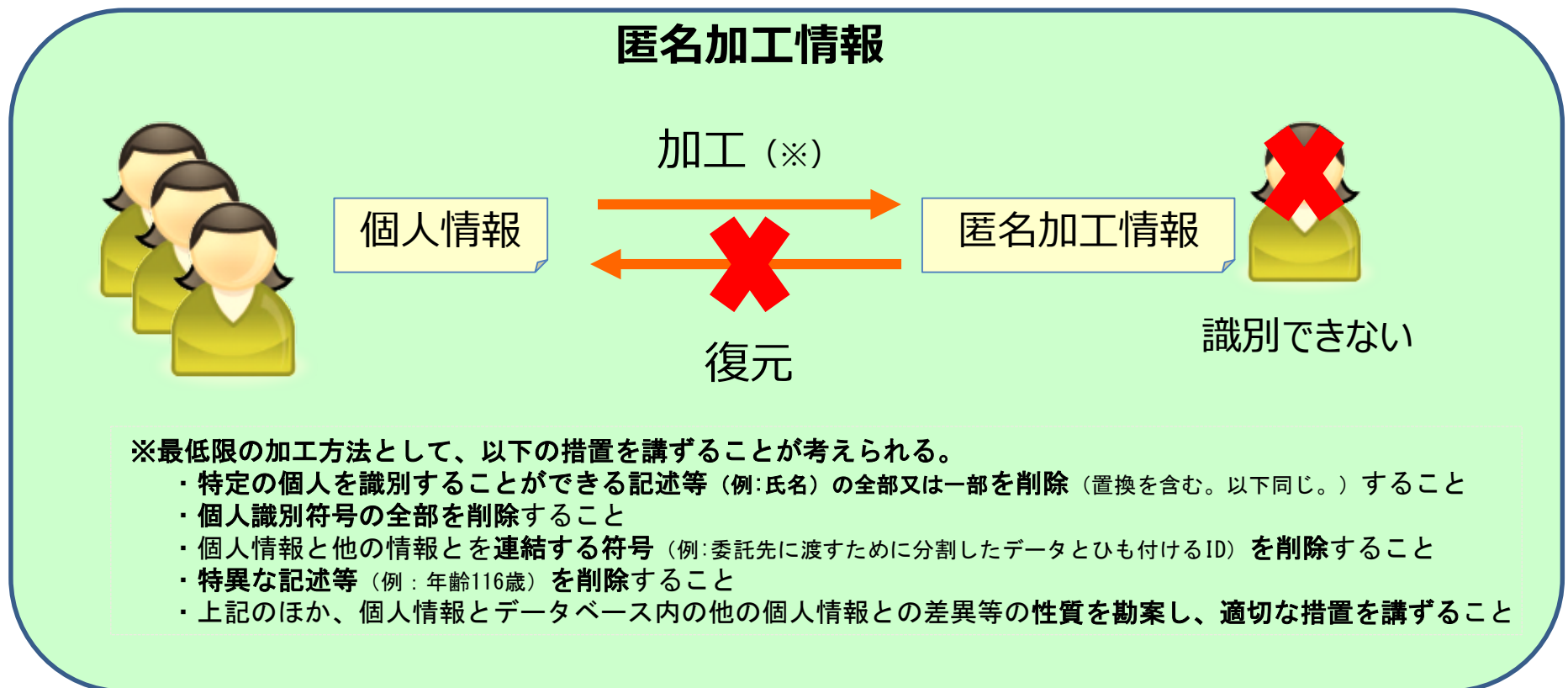
- ・**匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設。**
- ・**基準に従った適正な加工や作成・提供時の公表等の規律の下、目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、自由な流通・利活用を促進。**

4. 監督

個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。**【改正】**

■ 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



■ 匿名加工情報の作成

- 匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要
- 委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの形態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

匿名加工情報の作成に関する基準

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除

- 氏名、住所、生年月日、性別など特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工

想定される加工の事例

【事例1】

氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報的加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

【事例2】

会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

(2) 個人識別符号の削除

- 個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、**個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないように加工**

(参考) 個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令(平成15年政令第507号)で定めるもので、次のとおり。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
生体情報(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの
- (2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号

(3) 情報を相互に連結する符号の削除

- 安全管理の観点から取得した個人情報[※]を分散管理等しようとするために付されるID等は削除又は他の符号への置き換える必要
- 分散管理等のために附番されたIDのほか、電話番号やメールアドレス等をID代わりに利用している場合についても削除等の措置が必要

想定される加工の事例

【事例1】

サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDを削除する。

【事例2】

委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換える。

(4) 特異な記述等の削除

- 珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等を削除又は他の記述等への置き換える必要
- 「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない

想定される加工の事例

【事例1】

症例数の極めて少ない病歴を削除する。

【事例2】

年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

（５）個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

- 上述の加工を施した情報であっても、個人情報データベース等の性質により、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままである場合にはさらに加工が必要

想定される加工の事例

【事例１】

移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報（経度・緯度情報）が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。

【事例２】

ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報（品番・色）を一般的な商品カテゴリーに置き換える。

【事例３】

小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。

○ 匿名加工情報に関する事務局レポートを公表（平成29年2月27日）

- 認定個人情報保護団体及び事業者団体等が匿名加工情報の作成に関する自主的なルールを検討したり、民間事業者が実際に匿名加工情報を作成したりする際に参考となる事項、考え方を示すもの。

事務局レポートの主な内容

○匿名加工情報とは

匿名加工情報の定義や匿名加工情報を取り扱う上での制約（取扱いのルール）などについて詳細に解説。

○匿名加工情報への加工

- ・匿名加工情報の加工基準に規定する措置の具体的な手法詳細に解説するほか、作成する際に検討することが望ましい事項について記載。
- ・個人属性情報（氏名、住所など）と履歴情報（購買履歴など）に区分し、情報の項目ごとに想定されるリスク及び基本的な考え方に沿った一般的な加工例を参考提示。

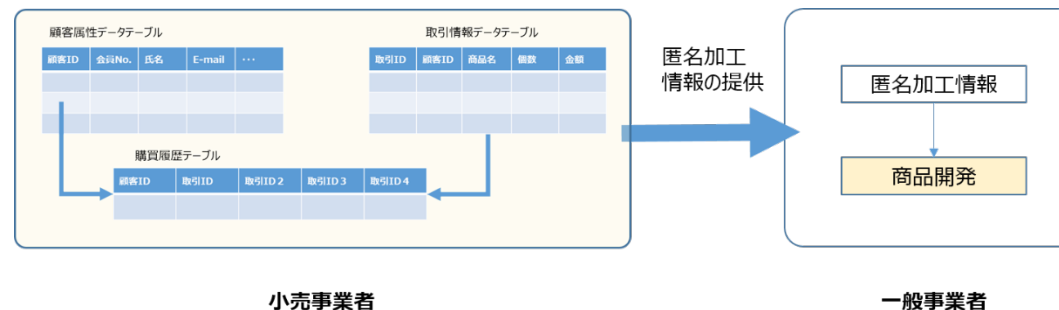
○匿名加工情報のユースケースと加工例

想定され得るユースケースを念頭に、購買履歴、乗降履歴、移動履歴及び電力利用履歴の事例について、それぞれ情報の項目に応じて考慮すべき事項とリスクに対応した具体的な加工方法について紹介。

○ 購買履歴（ID-POS）の事例

- 小売事業者が保有する購買履歴（ID-POSデータ）を加工して、一般事業者に提供。

提供を受けた事業者は、匿名加工情報に含まれる消費者属性と購買傾向を新商品開発に利用。



項目	加工例
① 会員ID	仮IDに置き換え
② 氏名	削除
③ 生年月日	年代に置き換え
④ 性別	加工無し
⑤ 住所	居住エリアに置き換え
⑥ 電話番号	削除
⑦ 購入店舗	加工無し
⑧ 購入商品	希少商品の情報は削除

顧客属性テーブル

① 会員ID	② 氏名	③ 生年月日	④ 性別	⑤ 住所	⑥ 電話番号
224523	田中 一郎	1972年4月4日	男	神奈川県横浜市中区富士見町 X-X-X	045-222-XXXX

購買履歴（顧客別）テーブル

⑦ 会員ID	取引ID	日時	店舗ID	店舗名	担当者ID	商品ID	商品名	数量	金額	...
224523	10032	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	151	午後のミルク コーヒー	1	150	...
224523	10222	2016/8/5	KN043	横浜駅前店	017	342	フレッシュYシャ ツ（紺）	1	8980	...
224523	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

顧客属性テーブル			
① 仮ID	③ 年代	④ 性別	⑤ 居住エリア
12fa7d1	40代	男	神奈川県横浜市

購買履歴（顧客別）テーブル						
仮ID	日時	⑦ 店舗名	⑧ 商品名	数量	金額	...
12fa7d1	2016/8/2 18:25	みなとみらい店	午後のミルク コーヒー	1	150	...
12fa7d1	2016/8/5	横浜駅前店	フレッシュYシャ ツ（紺）	1	8980	...
12fa7d1	...	...	...	...	...	...

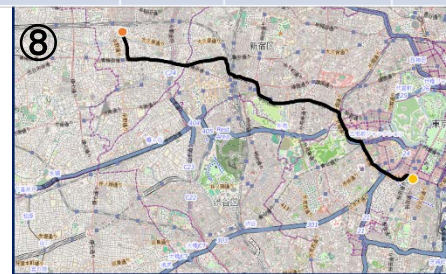
○ 移動履歴の事例

- 自動車会社が車載通信機を介して取得する位置情報を加工して、一般事業者(小売業)に提供。
提供を受けた事業者は、匿名加工情報に含まれる消費者属性や移動履歴を店舗出店計画に活用。



項目	加工例
① 氏名	削除
② 性別	加工無し
③ 生年月日	年代に置き換え
④ 電話番号	削除
⑤ 住所	居住エリアに置き換え
⑥ 車種名	車両カテゴリに置き換え
⑦ 車両識別番号	削除
⑧ 緯度・経度	各移動履歴の始点・終点 (数分間)を削除

① 氏名	② 性別	③ 生年月日	④ 電話番号	⑤ 住所	⑥ 車種	⑦ 車両識別No.
加藤 りえ	女	1983年12月9日	090-4444-YYYY	東京都千代田区霞が関 Y-Y-Y	バック	8L3JHE4K1



② 性別	③ 年代	⑤ 居住エリア	⑥ 車両タイプ
女	30代	東京都千代田区	コンパクト

